

卒業研究（卒業論文）に関する手続要綱

平成 19 年 4 月 1 日制定

改正 平成 21 年 1 月 9 日

平成 24 年 3 月 30 日

平成 24 年 12 月 20 日

令和 3 年 3 月 31 日

令和 5 年 3 月 7 日

（目的）

第 1 条 この要綱は下関市立大学経済学部履修規程（平成 19 年規程第 57 号）第 9 条第 8 項の規定に基づき、卒業研究（卒業論文）提出に必要な事項を定めることを目的とする。

（提出手続）

第 2 条 卒業研究（卒業論文）には、別紙様式に定める表紙をつけ、散逸しないよう綴じて提出しなければならない。

2 書式その他の細目については、指導教員が定め当該学生に指示をする。

（提出日）

第 3 条 卒業研究（卒業論文）は、定期試験前の定められた日の 17 時までに学務部教務課に提出しなければならない。

（評価）

第 4 条 卒業研究（卒業論文）の審査は、指導教員が行い、専門演習Ⅱの成績として評価する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 1 月 9 日改正）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日改正）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 20 日改正）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 7 日改正）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

(記載例)

西暦	年度	2 0 □□年度	
卒業論文		卒業論文	
題目		□□□□□□□□□□□□	
指導教員名		指導教員 □□□□	
学科	学籍番号	氏名	□□学科 □□□□□□□ □□□□